



発行元 (一社)京都手をつなぐ育成会
 京都市右京区西京極新明町 38 番地 3
 Tel:075-322-1070 Fax:075-322-1071
 ホームページ <http://kyotoikuseikai.or.jp/>
 メール: jimu@kyotoikuseikai.or.jp

理事会からのお知らせ

— 支部規約および支部再編について —

支部再編に向けて動き出してから約2年。令和4年3月5日の理事会で「支部規約および支部再編(案)」が審議され、賛成多数で可決されました。可決はされたものの、会員の皆様に十分納得いただいている状況でないことは理解しております。今後も会員の皆さまからのご意見を真摯に受け止め、新しい支部運営に生かしてまいりたいと思います。

令和4年度通常総会後から、北部支部(北区、左京区)、中部支部(上京区、中京区、下京区)、西部支部(南区、右京区、西京区)、東部支部(東山区、山科区)、伏見支部(伏見区)の5支部としての活動が開始されます。6月の通常総会までに、統合された(合併ではありません)新支部内での役員選出について話し合いをしていただけたらと思います。

また、支部再編とともに委員数の削減を目的に部会の統廃合も可決されました。

「研修部(仮称)」は、これまでの研修部会を充実・発展いたします。全国手をつなぐ育成会連合会の元気の出る情報・交流誌「手をつなぐ」の記事で必要と思われるものを取り上げて学習したり、育成会連合会から発信される最新の中央情勢を学びます。その内容を育成ニュースで会員の皆さまにお伝えし、会員研修や行政への要望等につなげてまいりたいと思います。

新設の「事業企画部」は、厚生部会と本人部会が統合されたもので、ふれあい育成まつり、親睦大運動会、仲間のつどい、オールディーズなどの事業を担当します。

続いて支部規約についてですが、ルールに基づいた支部運営を目指すため、文案を理事会で検討しました。その文案を基に、今後は支部独自の規約を策定していただきます。規約は理事会決定事項のため、9月の理事会で承認されるよう、それまでに支部で改正案の作成をお願いいたします。

以上のことを踏まえ、定款施行細則を改正することも承認されました。

高齢により、やむなく退会された人や役員をする人の減少は、支部の将来に不安がよぎります。支部再編という大きな変化も先が見えず不安がよぎります。どちらにしても不安になるのなら、変化による不安の方が、何かいいことも見つかりそうな気がします。後ろを見ずに前を向いて進みたいと思います。

(組織部会 吉田)

支部再編について……………①	投稿コーナー……………②③	賛助会員名簿……………③	学びのコーナー……………④
育成会のあゆみ……………⑤	活動計画……………⑥	支部だより……………⑥	理事会報告……………⑥
		相談件数……………⑥	



皆様からの投稿をお待ちしています

—成年後見制度の壁に挑んだ奮闘記—

伏見支部 伊藤 淳子

息子は43歳、療育手帳A判定で障害者雇用の会社に25年間頑張っています。2年前夫が病気で亡くなり今は私（母親）と二人暮らしです。

私は親なき後の息子の将来について真剣に考えるようになり、まず区役所に相談し、そこで成年後見支援センターを紹介されました。

当時センターは、コロナ禍緊急事態宣言中のため、電話のみの対応となり、やりとりにもどかしいと感じる事が多々ありました。

それでも相談の中で、事前に親が子の後見人になっていれば、親に何かあれば後任への移行がスムーズに出来ると知り、私は申立ての決心をしました。

また申請書類を弁護士に依頼すると、20万程かかるため、裁判所のホームページより、後見センターや区役所に問い合わせながら、各種証明書の取り寄せやパソコン入力等、時間がかかりましたが自分で作成しました。

完成後、後見センターに書類の最終チェックを依頼したところ、やはり緊急事態宣言下、面談は出来ないとの事。

私は証明書には有効期限があり、区役所へ行けて何故そこへは行けないのかと訴えると面談をして頂けることに。

申立内容や貯蓄の記載等、全ての書類に目を通して頂き、修正や補足をした後家庭裁判所に郵送。

2週間後、裁判所より電話があり面談となりました。

書記官が、申請内容の確認と質問の後、母親のほかに後見監督人が付き、毎月の報酬3万と信託銀行に財産の大半を預け、契約締結に20万かかりますと言われました。

「私一人では信用できないのですか」と聞いたところ、『本人に一定の財産が有り、決まり事です』との一言。

即、「申立てを取り下げます。私が管理できなくなってからにします」と言いましたが、『受付が終わっているので取り下げは出来ません』

それでも納得がいかないのので、書記官の上司も同席され話を聞いて頂くことに。

- ① 申請書類を提出したが申請手数料の支払いはまだで契約は成立していない
⇒⇒申請受理した以上、支払わなければ国庫より差し押さえます。
- ② 裁判所のホームページや手引書、パンフレットに一定以上の財産があれば監督人が付くとは

どこにも記載されていない。

最終チェックをしてもらった後見センターでも聞いていない。⇒⇒無言

③ 信託の契約締結になぜ20万もかかるのか。申立申請書も自分で作成したので。監督人にしてもらわなくても自分です。

⇒⇒決まり事です

④ 私が元気な内は自分が世話をするのに月3万は高い。年3万なら支払う。

⇒⇒無理です

⑤ 高齢者と違い障害者は後見人制度の利用期間が長い。何十年も報酬を支払う事になる。同じ基準で決めるのはおかしい。

後見人制度はその人の財産を守るためにあるのではないのか。

⇒⇒この制度の矛盾は感じています。

⑥ 今まで不服を申し立てた人はいないのか⇒⇒皆さん諦めてもらっています

等々、思いつく限りの事を訴えると、書記官も熱意に負けたのか、疲れたのか

『申し立ての取り下げをしますか』

それには【申立事件の取下書】という書類を提出し、裁判官の判定を受けるとの事。

「確率は？」『前例がないので何とも』

書記官は、取下書の書式見本を作って、取り下げ理由は裁判官の心証を損ねないような文面にとアドバイスを下さいました。

私は息子の事や貯蓄の使用目的などを書いて提出し、2週間後、次は調査官と面談です。

調査官は、『取り下げは出来ない規則です。信託の契約と裁判所に提出する収支報告の講習だけで、後見監督人は解任します。20万だけお願いします』と。

私は「それも嫌です。納得のいく金額なら出しますがそうは思わないです」と抵抗。しかし信託銀行一覧表と講習の日程表を渡され、1時間余り息子の事、家庭の事、金銭管理の事等の質問を受けました。

最後に調査官から『これからわからない事は、直接裁判所に問い合わせして下さい。頑張ってください』との言葉を頂き終わりました。

あとは裁判官の判定待ちです。

今まで私は育成会の行事にほとんど参加していませんでした。もし講演等での情報・知識があれば、今回の事はなかったと思います。

10日後、申立て取下げ「承諾」の報告が入りました。思いが通じたのです。

【為せば成る、為さねばならぬ何事も】

貴重な経験となりました。

賛助会員にお申込み頂き心より感謝申し上げます（敬称略）

奥村みどり	下 弓香子	森川 博子	寸田 直	寸田 克至	寸田 智
寸田 愛美	小林 豊治	小林 喜代子	北村 久子	北村 純子	村田 園子
村田 亜優	寺本 明美	寺本 典子			



「定款」について

(4) ～ 定款細則 ～

今回は、定款を補完するために定められた、定款施行細則をみていきます。

定款施行細則は支部再編によって変更が予定されていますが、今回は現在の規定をみます。

(理 事)

第2条 理事候補者の選出は、次のとおりとする。

- (1) 地域ブロックから 9名以内(令和2年変更)
- (2) 選考委員会により 9名以内
- (3) 支部長会から 2名

2 前項(1)の地域ブロックからは次の通りとする。

北区1、左京区1、山科区1、南区1、右京区1、西京区1、伏見区1、上京区及び
中京区で1、下京区及び東山区で1

3 第1項(2)の選考委員会は同項(1)の地域選出理事候補者をもって構成する。

4 選任された理事は、互選により会長及び副会長3名を定め、他は次の専門部会を
分担する。

本人、青年、相談、研修、運営、厚生、文化、組織、支部

定款施行細則では、支部の役割を2点規定しています。

ひとつは、本部の理事候補者を選出していただくという役割であり、もうひとつは、理事が運営する各専門部会(文化広報部会や青年学級など)の委員を選出していただくという役割です。つまり、定款上、支部は理事候補者と専門部会委員を選出するための機関であるという点に注目していただきたいと思います。

ただし、これはあくまでも定款上の位置付けであり、もちろん、支部が担っておられる地域との連携は極めて重要であることは言うまでもありません。

支部と本部は活動の場こそ違うものの、定款に定められている、「知的障害者の育成とその福祉を図る」という育成会の目的を達成するために協働していくこととなります。

理事の選出については、まず9つのブロックから1名ずつ「理事候補者」を選出していただきます。規定どおりであれば9名の「理事候補者」が選出されることとなりますが、2年前の役員改選では6名の選出にとどまっています。

地域ブロックから選ばれた「理事候補者」を選考委員として、定款に定められる理事の定数を満たすよう、残りの理事候補者を選出します。これとは別に支部長の中から2名の「理事候補者」が選出されます。

支部と選考委員、そして支部長会から推薦を受けた「理事候補者」は、総会の承認をもって正式に「理事」となります。理事の氏名、住所は、「法務局の履歴事項全部証明書」に登録(登記)され、誰でも閲覧できます。

(「定款」は完結)



- 機関誌「いくせい」が伝えてきたこと -

前回に続き、職業指導学園建設についてお伝えします。京都市は建設に向け、3千万円の予算案を市会に提出しましたが、却下されてしまいました。その代わり準備調査費として20万円が認められました。

このあたりのことを中心にこの号では、座談会がもたれ、その様子が掲載されています。登場するのは、A:卒業生のお母さん、B:小学校在学のお父さん、C:中学校在学のお母さん、D:卒業生のお父さん、の4名。司会は編集部の方です。できるだけ、忠実に再現します。

司会:京都市にも近く市立職業補導センター(職補センター)ができる見通しがあるようなんです、それについてお話を伺いたと思います。

B:6月市会で提出されたはずの三千万円という予算は、見事に却下されて準備調査費と名目で20万円になっています。

A:あんな無茶な話がありまっしゃろか。私あれ聞いた時、二千万円の間違いと違うかと、ほんまにそう思いました。

C:私もあれがほんまやと知った時は、涙が出ました。市の人には私らの気持ちが分かってへんのどすな。

B:それでも助役は、三十四年度には何とか建設に着手したいと考えてる、というふうにはいわれましたが。

C:口約束ですわな。課長さんやらかてほんまはどんなつもりなんやろう。

A:そやけど、市はほんまに建築予定地も構想もはっきりあるらしおすえ。

B:市の構想については、課長さんも言われてましたが、初めに大きな石を打たんと駄目らしいですね。今までの他府県の施設等を参考にして、可成りの大きな構想のようです。

D:そうですね。だからここで飛躍的な判断に急いではいけないことでしょうな。たとえ20万円でも、と私は善意に考えるんです。

B:そやけどね・・・街頭にでも立ってカンパして、親の方が建てたらどうですかね。ほんで、それを市に寄付したらどうですね。

D:そう、それくらいの気持ちがあるんですよ。二十万円の口座がひとつできたんですな。

A:こんな仕事は、政党色をぬいてやってほしいですよ。

ちなみに、現在の公共工事のシステムからいうと、いきなり建設費がつくことはなく、まず、調査費がつき、それから建設に向かうので、この場合、Dさんの言う通り確実に前進していると考えるのが妥当でしょう。



【4月活動計画】

【支部だより】

- 5 役員例会
- 14 コールいくせい練習
- 15 文化委員会
- 16 支部長会
- 28 コールいくせい練習

- | | | | |
|----|------|------|--------------|
| 北 | 4/14 | 支部総会 | 於；白竜 |
| 上京 | 4/15 | 支部総会 | 於；西陣会 |
| 下京 | 4/27 | 支部総会 | 於；下京区社協 |
| 左京 | 4/22 | 支部総会 | 於；ひかり学園 |
| 右京 | 4/27 | 支部総会 | 於；育成会事務局 |
| 東山 | 4/24 | 支部総会 | 於；やすらぎふれあい会館 |
| 伏見 | 4/28 | 支部総会 | 於；伏見区役所 |

【無料電話・メール相談等本部受付件数】

≪2月相談件数≫ 療育 5件
 教育 1件 その他 10件
 弁護士 1件

令和4年の法律相談 9:30~12:30

4月21日(木) 担当弁護士 未定

当番の相談員もいます。
 お気軽にお越しください。



理事会報告

3月5日(土) 13:00~

- 議事1 令和4年度収支予算(案)について
 - 議事2 支部規約及び支部再編(案)について
 - 議事3 令和4年度事業計画(案)について
- 討議され、すべて可決されました。



知的障がい・発達障がい、ダウン症、てんかんのある方、ご家族に

病気やケガが絶えない・・・
 成人病や生活習慣病に備えたい・・・
 他人の物を壊してしまった・・・
 虐待・雇用現場での差別など
 人に相談しにくい悩みがある・・・

このようなお困り事に心当たりがある方に・・・

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

ぜんち共済株式会社
関東財務局長(少額短期保険)第14号
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階
【2019年12月作成 18-T06643】

0120-322-150
平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く
URL: <http://www.z-kyosai.com/>

障がいのある方とご家族へ

ぜんちの **あんしん保険**
少額短期健康総合保険 発効05/2019年現在

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

特別支援教育を必要とされている方へ

ぜんちの **こども傷害保険**
権利保護型少額短期傷害保険 2019年現在

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、弁護士がサポート

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

取扱代理店(資料請求・その他お問い合わせ)

株式会社京都インシュアランス TEL 075-253-6848
〒604-8141 京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町334日昇ビル2階